④	不要財産となった理由		平成22年11月の総務省政独委及び行政刷新会議の勧告の方向性等及び独立行政法人水産総合研究センターの第３期中期目標・中期計画中の研究開発を行うために必要な組織・施設等のあり方を踏まえ、平成24年度末をもって北海道区水産研究所斜里さけます事業所北見施設の閉鎖を決定したため。		
⑤	国庫納付等の方法		通則法第46条の２第１項ただし書きによる現物納付		
⑥	譲渡収入の額（円）		―	―	―
⑦	控除費用（円）		―	―	―
⑧	国庫納付等の額	国庫納付額（円）	56,450,000	39	13
	納付等年月日	納付年月日	平成28年８月30日		
⑨	減資額（円）		65,000,000	74,883,320	19,260,801
⑩	備考		減資額には当該施設に係る除却分含む。		

２．北海道区水産研究所八雲さけます事業所渡島施設

①	資産種類		土地	建物	構築物
②	資産名称		土地	庁舎、年齢組成解析室及び渡り廊下外	屋外排水設備外
③	帳簿価額	⑴取得価額（円）	23,000,000	36,049,563	174,865
		⑵減価償却（円）	―	9,789,895	162,085
		⑶帳簿価額（円）	17,650,000	19	4
④	不要財産となった理由		平成22年11月の総務省政独委及び行政刷新会議の勧告の方向性等及び独立行政法人水産総合研究センターの第３期中期目標・中期計画中の研究開発を行うために必要な組織・施設等のあり方を踏まえ、平成26年度末をもって北海道区水産研究所八雲さけます事業所渡島施設の閉鎖を決定したため。		
⑤	国庫納付等の方法		通則法第46条の２第１項ただし書きによる現物納付		
⑥	譲渡収入の額（円）		―	―	―
⑦	控除費用（円）		―	―	―
⑧	国庫納付等の額	国庫納付額（円）	17,650,000	19	4
	納付等年月日	納付年月日	平成28年12月13日		
⑨	減資額（円）		23,000,000	37,832,067	532,779
⑩	備考		減資額には当該施設に係る除却分含む。		

３．東北区水産研究所塩釜庁舎　土地（一部）

①	資産種類		土地
②	資産名称		土地一部（宮城県へ防潮堤用地として）
③	帳簿価額	⑴取得価額（円）	82,484
		⑵減価償却（円）	―
		⑶帳簿価額（円）	17,725
④	不要財産となった理由		宮城県による塩釜漁港釜ノ渕地区防潮堤が計画されており、震災復旧・防災強化の観点から積極的に協力する必要があることを考慮し、不要と判断したため。
⑤	国庫納付等の方法		通則法第46条の２第２項ただし書きによる国庫納付
⑥	譲渡収入の額（円）		27,300
⑦	控除費用（円）		―
⑧	国庫納付等の額	国庫納付額（円）	27,300
	納付等年月日	納付年月日	平成29年２月28日
⑨	減資額（円）		82,484
⑩	備考		

４．現預金

①	資産種類		現預金
②	資産名称		土地一部（上田市へ道路用地として）譲渡収入金
③	帳簿価額	⑴取得価額（円）	11,983,158
		⑵減価償却（円）	―
		⑶帳簿価額（円）	11,983,158
④	不要財産となった理由		今後使用する見込みがないことから、通則法第８条第３項に該当する不要財産と認められるため。
⑤	国庫納付等の方法		通則法第46条の２第１項ただし書きによる国庫納付
⑥	譲渡収入の額（円）		10,725,776
⑦	控除費用（円）		0
⑧	国庫納付等の額	国庫納付額（円）	10,725,776
	納付等年月日	納付年月日	平成28年６月16日
⑨	減資額（円）		11,983,158
⑩	備考		